三島町工事請負契約約款

(改正:平成30年4月1日)

# 三島町工事請負契約約款

(総 則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
  - 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
  - 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」 という。)については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責 任において定める。
  - 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
  - 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
  - 6 この契約の履行に関して発注者と受注者で用いる言語は、日本語とする。
  - 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
  - 8 この契約の履行に関して発注者と受注者で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
  - 9 この契約及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
  - 10 この契約は、日本国法令に準拠するものとする。
  - 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
  - 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者はこの契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対し行うものとし、発注者が該当代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
  - 13 受注者が、法人または組合の代表者名義をもって契約している場合において、その代表者に 変更があったときは、速やかにその名義変更に係る登記簿謄本その他これを証する書面を添え て、その旨を発注者に届け出なければならない。

(関連工事の調整)

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び甲の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合において、受注者は、発注者の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

- 第3条 受注者は、この契約の締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
  - 2 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

- 第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちに保険証券を発注者に寄託しなければならない。
  - (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供
  - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と 認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27 年法律第184号) 第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
  - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
  - 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
  - 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
  - 4 請負代金額の変更があった場合には、保証額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、 発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求すること ができる。
  - 5 契約保証金から生じた利子は、発注者に帰属するものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
  - 2 受注者は、工事目的物、工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部もしくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負)

第7条 受注者は、工事の一部を第三者に請け負わせるときは、福島県元請・下請関係適正化指導要綱の規定を遵守するとともに、当該第三者に対して同要綱の規定を遵守するよう指導しなければならない。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

## (監督員)

- 第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。
- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する
  - (1) 契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
  - (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成した詳細図等の承諾
  - (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)
- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この約款に定める甲に対する請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書 に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達 した日をもって発注者に到達したものとみなす。

#### (現場代理人及び主任技術者等)

- 第10条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところによりその氏 名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様と する。
  - (1) 現場代理人
  - (2) 建設業法第26条第2項の規定に該当する場合は監理技術者、それ以外の場合は主任技術者 (同法第26条第3項の工事の場合は、専任の主任技術者(監理技術者)。ただし、当該工事が 同法第26条第4項の工事にも該当する場合には、監理技術者資格証の交付を受けた専任の監 理技術者。)
  - (3) 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)
  - 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、 請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条 第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に 係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使できる。
  - 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限 の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人 について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
  - 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら 行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければ ならない。
  - 5 現場代理人、主任技術者(監理技術者)及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書の定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければな らない。

(工事関係者に関する措置請求)

- 第12条 発注者は、現場代理人がその職務(主任技術者若しくは管理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対してその理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。
  - 2 発注者又は監督員は、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する場合を除く。)その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、この理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
  - 3 受注者は、前2項に規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、 その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
  - 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
  - 5 発注者は、前項による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果 を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

- 第13条 工事材料の品質については、設計図書の定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質(営繕工事にあっては、均衡を得た品質)を有するものとする。
  - 2 受注者は、設計図書において監督員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
  - 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
  - 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。
  - 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

- 第14条 受注者は、設計図書において監督員立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受ける ものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格 したものを使用しなければならない。
  - 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、 当該立会いを受けて施工しなければならない。
  - 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本 又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするとき は、設計図書に定めるところにより、当該記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該 請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

#### (支給材料及び貸与品)

- 第15条 発注者が受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具 (以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、企画又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設 計図書に定めるところによる。
  - 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
  - 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注 者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
  - 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
  - 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
  - 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、 数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
  - 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額 を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
  - 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
  - 9 受注者は、設計図書に定めるところにより工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
  - 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
  - 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。
  - 2 受注者は、確保された工事用用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
  - 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事 用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件、(下請負人 の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。)があるときは、受注者は、 当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さな ければならない。
  - 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
  - 5 第3項に規定する受注者の取るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見 を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求 したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指 示によるときその他発注者の責に帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認めら れるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用 を負担しなければならない。
  - 2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合に おいて、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
  - 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当 の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知 して、工事施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
  - 4 前2項の場合において、検査及び復旧に要する費用は、受注者の負担とする。

(条件変更等)

- 第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
  - (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
  - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
  - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
  - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人 為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
  - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
  - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
  - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
  - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わない もの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要がある と認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必 要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

- 第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、 火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって受注者 の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が 変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容 を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
  - 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に 通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
  - 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責に 帰すことのできない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明 示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、 工期延長をしなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由に よる場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を 及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

- 第22条 発注者は、特別の事由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に 請求することができる。
  - 2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の事由があるときは、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。
  - 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

- 第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日 以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
  - 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第21条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法)

- 第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議がと整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
  - 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
  - 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者 が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

- 第25条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における 賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対 して請負代金額の変更を請求することができる。
  - 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
  - 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に 基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わ ない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動が生じ、請 負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金 額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注 者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

#### (臨機の措置)

- 第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を取らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
  - 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければ ならない。
  - 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨 機の措置をとることを請求することができる。
  - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

## (一般的損害)

第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に 関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第47条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

## (第三者に及ぼした損害)

- 第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第47条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
  - 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義

務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注 者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

- 第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責に帰すことができないもの(以下「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
  - 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害(受注者 が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第47条第1項の規定により付された 保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)の状況を確認し、その結果 を受注者に通知しなければならない。
  - 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注 者に請求することができる。
  - 4 発注者は、前項の規定により乙から損害による費用の請求があったときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
  - 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。
    - (1) 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
    - (2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する 請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
    - (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
  - 6 数次にわたる不可抗力により損害口径額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第25条から第27条までの規定 により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があると きは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。 この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議開始の日を通知しない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を 定め、発注者に通知することができる。

#### (検査及び引渡し)

- 第31条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
  - 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から起算して14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
  - 3 前項の場合において、検査又は復旧に要する費用は、受注者の負担とする。
  - 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
  - 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
  - 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

#### (中間検査)

- 第31条の2 発注者又は検査員は、工事の品質確保するため必要があると認めるときは、中間検査を 行うことができる。
  - 2 発注者又は検査員は、前項の検査に当たり必要があると認めるときは、中間検査を行うことができる。
  - 3 前項の場合おいて、検査又は復旧に要する経費は、受注者の負担とする。

# (請負代金の支払)

- 第32条 受注者は、第32条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。
  - 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から起算して40日以内に 請負代金を支払わなければならない。
  - 3 発注者がその責に帰すべき事由により第31条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

## (部分使用)

第33条 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合において、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に 損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

#### (前金払及び中間前金払)

第34条 受注者は、請負代金額が100万円以上の場合に限り、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を甲に寄託してその保証証書記載の保証金額の範囲内において請負代金額の10分の4以内の額(1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)の前払金の支払を発注者に請求することができる。

2 受注者は、請負代金が1件100万円以上の工事については、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、次の各号に掲げる要件のすべてを満たした場合において、保証事業会社と中間前払金に関し契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2の前払金の支払を発注者に請求することができる。

ただし、この項本文の規定により支払を請求する額と第1項の規定による請求により支払を 受けた前払金額との合計額は、請負代金額の10分の6を超えることができない。

- (1) 工期の2分の1を経過していること
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に 係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額2分の1以上の額に相当するものであること。
- 3 受注者は、前項の中間前金払いの支払を請求しようとするときは、あらかじめ、中間前金払 に関する認定を受けなければならい。この場合において、発注者は、受注者からの請求があっ たときは、その日から起算して原則7日以内に、当該認定を行うかどうかを判断し、受注者に 通知しなければならない。
- 4 発注者は、第1項又は第2項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4 (第2項の規定により中間間払金の支払を受けているときは10分の6)から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)の支払を発注者に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
  - 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の 請負代金額の10分の5 (第2項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の7) (1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)を超えるときは、受注者は、請負 代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、この項 の期間内に第32条、第37条又は第38条の規定による支払をしようとするときは、発注者は、そ の支払額の中から超過額を控除することができる。
- 7 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、 増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返 還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者

- は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5 (第2項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の7)の額(1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)を差し引いた額を返還しなければならない。
- 8 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、 同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息金(1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)の支払を請求することができる。

# (保証契約の変更)

- 第35条 受注者は、前条第6項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求 する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければ ならない。
  - 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。ただし、前払金超過額を返還する場合における保証契約の変更は、その超過額を返還した後に行うものとし、その変更後の保証金額は、減額後の前払金額をくだらないものとする。
  - 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその 旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

# (前払金の使用等)

- 第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。(部分払)
- 第37条 受注者は、請負代金額が100万円以上である場合に限り、かつ、工事の出来形部分並びに工事 現場に搬入済みの工事材料及び製造工事等にある工場製品(第13条第2項の規定により監督員 の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、検査院の検査を要しないものにあっては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相応する請負代金相当額 (以下この条において「出来高金額」という。)が請負代金額の10分の5を超えた場合において、工事の完成前に、当該請負代金相当額の10分の9以内の額(1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)について、次項から第10項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中次の表に定める回数を超えることができない。

請負代金額	前金払をしない場合	前金払をする場合
1,000 万円未満	2回	1 回
1,000 万円以上 2,000 万円未満	3回	2回
2,000 万円以上	発注者と受注者とが協議して別に契約で定める回数	

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は 工事現場に搬入済みの工事材料又は製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなけれ ばならない。
- 3 発注者又は検査員は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査員は、必要が

あると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査 することができる。

- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この 場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から30日以内に部分払金を支払わなければな らない。
- 6 第1項の場合において、受注者が既に前払金により請負代金の一部の前払を受けているときは、同項の規定により請求することができる額は、次の算式により算定して得た額以内の額(1 万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。
  - (1) 部分払がまだ一度もされていない場合(出来高金額×9/10) (前払金額×9/10×(出来高金額/請負代金額))
  - (2) 部分払が既になされている場合(出来高金額×9/10) (前払金額×9/10×(出来高金額/請負代金額)+既に部分払いされている額)
- 7 第35条第2項ただし書の規定により受注者が保証契約を変更しないため保証期間が満了した場合において、当該保証期間満了後に部分払として請求できる額は、前項の規定にかかわらず、次の算式により算定して得た額以内の額(1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)とする。
  - (1) 部分払がまだ一度もなされていない場合 (出来高金額×9/10) - 前払金額
  - (2) 部分払が既になされている場合 (出来高金額×9/10) - (前払金額+既に部分払いされている額)
- 8 第1項及び前2項の場合において、出来高金額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、甲が第5項の規定による請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 9 請負代金額が著しく増額された場合において、部分払の金額及び請負代金額の別による部分 払の請求をすることのできる回数は、当該増額後の請負代金額について第1項、第6項及び第 7項の規定を適用して得られたところによる。この場合において、既に支払われている部分払 の金額が当該増額後の請負代金額について第1項、第6項及び第7項の規定を適用して得られ る部分払の金額に満たないときは、受注者は、その差額に相当する額について発注者に対し、 請求することができる。第5項の規定は、この場合における当該差額に相当する額の支払につ いて準用する。
- 10 請負代金額が著しく減額された場合において、部分払の金額及び請負代金額の別による部分 払の請求をすることができる回数は、当該減額後の請負代金額について第1項、第6項及び第 7項の規定を適用して得られたところによる。この場合において、既に支払われている部分払 の金額が当該減額後の請負代金額について、第1項、第6項及び第7項の規定を適用して得ら れる部分払の金額を超えるときは、受注者は、その超える額に相当する額を第34条第4項の規 定の例による期限までに発注者に返還しなければならないものとし、また、当該返還金を当該 期限までに返還しなかったときは、受注者は、発注者に対して同条第6項の規定の例により遅 延利息を支払わなければならない。

(部分引渡し)

- 第38条 第31条及び第32条の規定は、工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に 先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合にお いて、当該指定部分の工事が完了したときについて準用する。この場合において、第31条中「工 事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目 的物」と、同条第5項及び第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡に係る請負代金」と読 み替えるものとする。
  - 2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定して得た額(1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)とする。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第32条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る工事請負代金の額=指定部分に相応する請負代金の額-(前払金額 ×指定部に相応する請負代金の額/請負代金額)

(第三者による代理受理)

- 第39条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。
  - 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされている委任状の添付があるときは、当該第三者に対して第32条(前条において準用する場合を含む。)又は第37条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払いに対する工事中止)

- 第40条 受注者は、発注者が第34条、第37条又は第38条において準用する第32条の規定に基づく支払 を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事 の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理 由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。
  - 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(かし担保)

- 第41条 発注者は、工事目的物にかしがあるときは、受注者に対して相当の期間を定めてそのかしの 修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。 ただし、かしが重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補 を請求することができない。
  - 2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第31条第4項又は第5項(第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡しを受けた日から次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間以内に行わなければならない。ただし、そのかしが受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求をすることのできる期間は、10年と

- (1) 石造、土造、煉瓦造、金属造、コンクリート造及びこれらに類するものによる建物その他 土地の工作物又は地盤のかし 2年
- (2) 設備工事及び前号に掲げるかし以外のかし 1年
- 3 発注者は、工事目的物の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求することはできない。ただし、受注者がそのかしがあることを知ったときは、この限りでない。
- 4 発注者は、工事目的物が第1項のかしにより滅失又はき損したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。
- 5 第1項の規定は、工事目的物のかしが支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅延の場合における損害金等)

- 第42条 受注者の責に帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、 発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。
  - 2 前項の損害金の額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除 した額につき、遅延に数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額(1,000円未満の端数が あるときは、その端数は切り捨てる。)とする。
  - 3 発注者の責に帰すべき事由により、第32条第2項(第38条において準用する場合を含む。) の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延 日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額(100円未満の端数があるときは、その端数 は切り捨てる。)の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

- 第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
  - (1) 正当な理由がなく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
  - (2) その責に帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間に工事を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。
  - (3) 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
  - (5) 第45条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
  - (6) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
    - イ 役員等(乙が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又は その支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号 において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認 められるとき。
    - ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える 目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- 二 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的 に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる とき。
- へ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契 約その他の契約の相手方としていた場合(へに該当する場合を除く。)に対して当該契約の 解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

- 第43条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
  - (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
  - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
  - 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
    - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号) の規定により選任された破産管財人
    - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第 154号)の規定により選任された管財人
    - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第 225号)の規定により選任された再生債務者等
  - 3 第1項の場合(前条第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(談合その他不正行為による解除)

- 第43条の3 発注者はこの契約に関し受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
  - (1) 公私取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保 に関する法律(昭和22年法律54号)(以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措 置命令を行い、当該排除命令が確定したとき。
  - (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行愛、当該納付命令が確定したとき。
  - (3) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)に対し、刑法(明治40年 法律第45号)第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。
  - 2 前条第1項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

(協議解除)

第44条 発注者は、工事が完成するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、

契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、そ の損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

- 第45条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
  - (1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
  - (2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5 (工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
  - (3) 発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能になったとき。
  - 2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の 賠償を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

- 第46条 発注者は、契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した 部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引き渡しを受けたと きは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。 この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、 出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
  - 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
  - 3 第1項の場合において、第34条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額(第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額)を、第46条の2第1項の規定により受注者が賠償金を支払わなければならない場合にあっては当該賠償金の額を、第1項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間間払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第43条又は第43条の2の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.7%パーセントの割合で計算した額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
  - 4 受注者は、契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の 検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場 合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又 は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原 状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
  - 5 受注者は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
  - 6 受注者は、契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。 以下この条において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地

等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者の取るべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第43条又は第43条の2の規定によるときは発注者が定め、前2条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者の取るべき措置の期限、方法については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

# (賠償の予約)

- 第46条の2 受注者は、第43条の3第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による請負代金額の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。工事が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
  - (1) 第43条の3第1項第1号第4号までのうち、命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止 法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第 6項で規定する不当廉売に当たる場合その他発注者が特に認める場合
  - (2) 第43条の3第1項第5号のうち、受注者に対して刑法第198条の規定による刑が確定した 場合
  - 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金を超える場合において、 発注者がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。
  - 3 発注者は、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、当該共同企業体の構成員であったすべての者に対して賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、当該共同企業体の構成員であった者は、連帯して第1項の責任を負うものとする。

# (火災保険等)

- 第47条 受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。)等を設計 図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。 以下この条において同じ。)に付さなければならない。
  - 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを 直ちに発注者に提出しなければならない。
  - 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、 直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

# (賠償金等の徴収)

- 第48条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年2.7パーセントの割合で計算した利息(1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額と相殺し、なお不足があるときは追徴する。
  - 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.7パーセントの割合で

計算した額の延滞金を徴収する。

(あっせん又は調停)

- 第49条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争が生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による福島県建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。
  - 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者若しくは監理 技術者又は専門技術者その他発注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等 の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条 第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を 行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経 過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができな い。

(仲 裁)

第50条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解 決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会 の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(補 則)

第51条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

#### 附 則

この約款は、平成30年4月1日以降の契約より適用するものとする。なお、平成29年度に契約をし、平成30年度に予算を繰越したものについては、なお、従前の例による。